

栃木県警察航空隊の運営等に関する規程

平成5年3月15日

栃木県警察本部訓令第5号

栃木県警察航空機使用管理規程(昭和61年栃木県警察本部訓令第8号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条ー第5条)

第2章 航空隊(第6条ー第16条)

第3章 運用(第17条ー第26条)

第4章 航空安全(第27条ー第31条)

第5章 点検整備(第32条ー第34条)

第6章 事故発生時の措置(第35条ー第37条)

第7章 雜則(第38条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、栃木県警察航空隊(以下「航空隊」という。)の運営並びに警察用航空機(以下「航空機」という。)の運用及び整備等について必要な事項を定めるものとする。

(準拠)

第2条 航空隊の運営並びに航空機の運用及び整備等については、航空関係法令、警察用航空機の運用等に関する規則(昭和37年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)、警察用航空機の運用等に関する細則(平成4年警察庁訓令第16号。以下「細則」という。)その他別に定めのあるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(用語の意義)

第3条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 航空業務 航空機の運用及び整備に関する業務をいう。
- (2) 航空機等 航空機、航空用装備品、航空機に係る附属品及び部品並びに整備工具その他の航空機の整備に必要な物品をいう。
- (3) 航空従事者 航空法(昭和27年法律第231号)第2条第3項に定める航空従事者をいう。
- (4) 航空機事故 航空機による人の死傷、航空機の損傷その他航空機に係る事故を

いう。

(航空業務の基本)

第4条 航空業務は、航空機の運航の安全を確保するとともに、警察業務の効率的な遂行に資するため、計画的にこれを行わなければならない。

2 警察本部長(以下「本部長」という。)は、毎年度、警察庁長官(以下「長官」という。)から示された航空業務計画の策定の指針に基づき、航空業務計画を策定しなければならない。

3 本部長は、前項の規定による航空業務計画の策定後速やかに、これを長官に報告しなければならない。

4 本部長は、第2項の規定により策定した航空業務計画に基づき、関係職員に対し、所要の教育訓練を行わなければならない。

第5条 削除

第2章 航空隊

(組織及び編成)

第6条 航空隊は、航空隊長(以下「隊長」という。)及び隊員をもって組織する。

2 航空隊の編成は、別に定める。

(勤務制)

第7条 隊長及び航空管理管理官は、栃木県警察職員の勤務時間等に関する訓令(平成12年栃木県警察本部訓令乙第38号。以下「勤務規程」という。)第2条第1号に定める通常勤務による勤務とし、その勤務時間は勤務規程第6条第1項に定めるところによる。

2 前項以外の隊員は、勤務規程第2条第2号に定める毎日勤務による勤務とし、勤務時間は勤務規程第4条に定めるところによる。

(任務)

第8条 航空隊は、航空機を運用することにより、災害その他の場合における警備実施を行うほか、警ら、遭難者の捜索救助その他の警察業務の支援を行うことを任務とする。

2 前項の任務を遂行するに当たっては、航空隊は、必要に応じて、機動隊その他の所属のほか、他の警察部門との連携を図るとともに、地域部通信指令課(以下「通信指令課」という。)の機能を十分に活用しなければならない。

(航空基地)

第9条 航空隊に、活動の拠点として、事務所、格納庫、航空機の整備のための施設、通信設備、その他所要の施設及び設備を備えた航空基地を置く。

2 航空基地の位置は、宇都宮市宮の内2丁目1300番地2とする。

(活動方法)

第10条 隊長及び隊員は、第7条に規定する任務を達成するため、次の各号に掲げる活動種別に従い、当該各号に定める活動方法により勤務するものとする。

- (1) 警備実施活動 大規模災害等緊急事態への対応、警備実施（警衛・警護を含む。）、警備訓練、防災訓練、その他警備活動を行う場合に警備実施活動に当たるものとする。
- (2) 警ら活動 あらかじめ定められた空域又は路線を巡航して、地上における異常な事象の警戒活動並びに地形、地物、地理及び交通の状況、公害の発生状況その他の状況の実態掌握活動に当たるものとし、異常事態の発生を認知した場合は、その旨を通信指令課に速報するとともに、通信指令課から緊急事態への即応を行う旨の指令があった場合には、迅速に現場急行し、緊急事態への対処に当たるものとする。
- (3) 特別活動 緊急配備、事件・事故等が発生した場合における被疑者の捜索及び追跡並びに現場状況の把握等の初動措置、特定の施設の警戒警備、山岳遭難救助及び水難救助並びにその他人命の救助又はそれらの捜索、航空隊が計画する航空操縦士等の技量維持向上のための訓練飛行又は航空従事者の資格に係る飛行活動を行う場合に特別活動に当たるものとする。
- (4) 警察業務支援活動 警備部門以外の各部門の要請による場合又は航空隊の特性を活用することが効果的であると認められる場合は、警察業務の支援活動に当たるものとする。
- (5) 待機 航空基地において、緊急事態が発生した場合に直ちに出動できる態勢を保持しながら、航空機、無線機器その他の装備資器材の点検整備及び書類の作成、整理等に当たるものとする。

(警備第二課長の職務)

第11条 警備部警備第二課長(以下「警備第二課長」という。)は、本部長の指揮を受け、航空隊を効率的に運営するものとする。

(隊長の職務)

第12条 隊長は、上司の指揮を受け、航空業務計画に従って航空隊を運営し、隊員の運用、指揮監督及び指導教養に当たるとともに、次に掲げる業務を統括するものとする。

- (1) 航空機の運航及びその安全に関すること。
- (2) 航空機等の整備に関すること。
- (3) 航空業務に関する教育訓練に関すること。
- (4) 前各号のほか、航空機の運用に関すること。

2 隊長は、前項に規定する職務を遂行するため、航空業務計画に基づき、毎年度の航空機事故の防止に関する計画、四半期ごとの整備計画(別記様式第1号)及び訓練計画(別記様式第2号)並びに月別運航計画(別記様式第3号)を作成しなければならない。

3 隊長は、航空隊の運営に当たっては、機動隊その他の所属のほか、他の警察部門と緊密に連携させなければならない。

(運航責任者)

第13条 警備第二課長は、隊長を補佐する者(以下「運航責任者」という。)を隊員の中から指定するものとする。運航責任者は、航空従事者たる警察官をもって充てなければ

ならない。ただし、隊長が航空従事者である場合には、これに兼ねさせることができる。

- 2 運航責任者は、第12条第1項各号に掲げる業務を行うものとする。
- 3 運航責任者が不在又は事故あるときは、警備第二課長の指名する者が、その業務を行うものとする。

(安全担当者)

第14条 隊長は、運航責任者を補佐する者（以下「安全担当者」という。）を隊員の中から指定するものとする。

- 2 安全担当者は、航空従事者をもって充てるものとし、航空機を安全に運航するために必要な情報の収集及び整理並びに航空従事者等に対する航空機を安全に運航するために必要な情報の提供に関する業務を行うものとする。

(航空業務計画の策定)

第15条 隊長は、第4条第2項に規定する航空業務計画の案を策定し、本部長の承認を得なければならない。

第16条 削除

第3章 運用

(機長の指定)

第17条 運航責任者(その代理を命ぜられた者を含む。以下同じ。)は、航空機を運航させるときは、その都度、当該航空機を操縦する資格を有する者のうちから機長を指定しなければならない。

(機長の責任と権限)

第18条 機長は、航空機の飛行につき、すべての責めに任ずる。

- 2 機長は、搭乗者に対し、飛行の安全上必要な指示を行うことができる。
- 3 搭乗者は、航空機の飛行に関しては、機長を指揮してはならない。

(運用申請)

第19条 所属長は、航空機を運用する場合には、航空機運用申請書(別記様式第6号。以下「申請書」という。)により、隊長を経て本部長に申請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により申請し、事後において速やかに申請書を提出するものとする。

- 2 前項の申請(ただし書の場合を除く。)は、航空機を運用する日の7日前までに申請書を2通作成して行うものとする。ただし、航空基地及び臨時発着場以外の場所を使用して離着陸するときは、臨時発着場(候補地)調査表(別記様式第7号。以下「調査表」という。)に当該場所の所有者又は管理者の臨時発着場としての使用の承諾書を添えて、運用する日の20日前までに行うものとする。

(運用承認)

第20条 本部長は、前条に規定する運用申請があった場合は、運用日時、目的、飛行経路、

飛行時間、離着陸場所等について審査し、適當と認めるとときは、運用を承認するものとする。

2 前項の承認は、航空機運用承認書(別記様式第6号)を当該所属長に交付して行うものとする。ただし、前条第1項に規定するただし書の場合を除く。

(事前の連絡調整)

第21条 所属長は、航空機の運用承認を受けたときは、あらかじめ運航責任者と必要な細部事項について連絡調整を行わなければならない。

(搭乗)

第22条 航空機に搭乗しようとする者は、第24条第3項の規定により交付された航空機運用承認書を機長に提示しなければならない。

2 第19条第1項ただし書の規定により承認を受けて搭乗しようとする者は、機長にその旨を告げ、警察手帳、身分証明書等を提示しなければならない。

3 機長は、搭乗者が搭乗に際して遵守しなければならない事項について指導するとともに、当該業務の遂行上必要な事項について十分な打合せを行わなければならない。

(搭乗者の遵守事項)

第23条 搭乗者は、機長の指示に従うとともに、別表第1に定める航空機搭乗者心得を遵守しなければならない。

(警察職員以外の者の搭乗手続)

第24条 本部長は、警察職員以外の者から航空機の搭乗申請があった場合には、その内容を第20条第1項の規定に準じて審査し、必要があると認めるとときは、搭乗を承認することができる。

2 前項の搭乗承認手続は、航空機搭乗承認申請書(別記様式第8号)2通に、搭乗者の誓約書(別記様式第9号)を添付し、隊長を経て申請するものとする。

3 本部長は、搭乗を承認したときは、航空機搭乗承認書(別記様式第8号)を当該申請者に交付するものとする。

4 航空機に搭乗する際は、前項の航空機搭乗承認書を機長に提示しなければならない。

(臨時発着場の指定)

第25条 本部長は、航空機の運航状況を考慮し、臨時発着場を指定するものとする。

2 所属長は、前項の臨時発着場を変更し、又は新たに設定することが適當と認めるときは、調査表により本部長に申請するものとする。

(他の都道府県への派遣)

第26条 本部長は、民心に不安を生ずべき大規模な災害その他の非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、長官から、当該事態が発生し、又は発生するおそれがある地域を管轄する都道府県警察に対し、派遣の要請をすべきことの指示がなされた場合には、当該派遣の要請に応じて派遣を行うものとする。

2 本部長は、前項の場合によるほか、他の都道府県公安委員会から航空機等の派遣要請

があつた場合には、栃木県公安委員会の承認を得て派遣することができる。

第4章 航空安全

(隊員の心構え)

第27条 隊員は、常に関係法令の研究と技術の向上を図り、航空機の安全運航の確保と航空業務の円滑な遂行に努めなければならない。

(飛行安全基準)

第28条 飛行安全基準は、航空関係法令に基づいて定められた飛行規程による。

2 航空従事者は、飛行規程を遵守し、安全な飛行に努めなければならない。

(飛行計画の承認等)

第29条 機長は、飛行前に搭乗者と必要な打合せを行ったうえ、飛行計画を策定し、運航責任者の承認を受けなければならない。承認を受けた飛行計画を変更しようとするときも同様とする。ただし、飛行中に通信機の故障その他の理由により連絡ができないときは、この限りでない。

2 機長は、航空基地から航空機を出発させようとするときは、運航責任者の承認を受けなければならない。

3 第17条及び前2項の場合において、運航責任者が不在であることその他の理由によりその職務を行うことができないときは、警備第二課長があらかじめ指名する航空従事者がその職務を代行することができる。

4 機長は、飛行後、運用記録(別記様式第10号)により、その結果を隊長に報告するものとする。

(通信連絡)

第30条 機長は、飛行に当たっては、常に無線局を開局し、航空基地及び他の無線局と密接な通信連絡を行い、航空機の位置及び飛行の状態を明らかにしなければならない。

(防護計画)

第31条 隊長は、航空基地における火災その他の事故防止に努めるとともに、非常の場合における航空基地及び航空機の防護に必要な計画を立てておかなければならぬ。

第5章 点検整備

(点検整備)

第32条 隊長は、別表第2に定める点検整備要領に基づき、航空機の点検整備を実施し、機能の保持に努めなければならない。

(定期検査)

第33条 警備第二課長は、6月ごとに次に掲げる事項について検査を行わなければならない。

(1) 航空機等の整備状況

- (2) 航空機等の整備に関する法令の遵守状況
 - (3) 航空機等の整備に関する記録の整理状況
- (非可動報告)

第34条 運航責任者は、航空機の故障等により運航できない場合は、隊長にその都度報告しなければならない。

第6章 事故発生時の措置

(機長の措置)

第35条 機長は、飛行中において航空機の故障、気象の急変その他の事由により航空機に危険が生ずるおそれがあると認めるときは、人命の安全を図るために必要な措置を講じるとともに、直ちに警察無線局等に事態の状況を即報しなければならない。

2 機長は、航空機事故が発生した場合は、速やかに本部長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。ただし、機長が報告することができないときは、当該報告は、搭乗中の警察職員が行うものとする。

- (1) 航空機の登録記号及び型式
- (2) 機長及び搭乗者の氏名
- (3) 事故発生の日時、場所及び当時の気象状態
- (4) 事故発生前後の状況
- (5) 死傷者の氏名及び負傷の程度その他死傷者の搜索、救護等に関し参考となる事項
- (6) 物件の損壊の程度
- (7) 事故の原因と推定される事項及び事故に対する措置の概要

(事故調査)

第36条 本部長は、航空機事故が発生したときは、当該航空機事故の原因を明らかにするため必要な調査を行わなければならない。

(警察署長の措置)

第37条 警察署長は、管轄区域において航空機事故の発生を認知したときは、直ちに搭乗者の救助、事故現場の保存その他必要な措置をとるとともに、その状況を本部長に報告しなければならない。

第7章 雜則

(備付簿冊)

第38条 隊長は、航空機の運用及び整備の状況を明らかにするため、細則第7条に定める備付簿冊のほか、次の各号に掲げる簿冊を備え付けるものとする。

- (1) 航空隊業務日誌(別記様式第11号)
- (2) 日々飛行計画(別記様式第12号)
- (3) 臨時発着場指定簿(別記様式第13号)